

# 第2次相生市立小中学校適正配置計画

～矢野川中学校区地域協議会について～

相生市教育委員会

# 相生市の適正配置等の取組！

平成22年 第1次相生市立小中学校適正配置計画策定

平成25年度	矢野小学校を若狭野小学校へ統合
平成26年度以降	相生小学校を那波小学校へ統合
平成33年度以降	矢野川中学校を那波中学校に統合

## 矢野川中学校と那波中学校

- 生徒数50人以下という基準があり、令和3年度（平成33年度）においても生徒数が50人を上回っていたため、具体的な検討には至らず

# 相生市の適正配置等の取組 2

## 第2次相生市立小中学校適正配置計画

令和3年6月	相生市学校教育審議会に諮問
令和4年6～11月	相生市学校教育審議会（5回開催）
令和4年11月	相生市学校教育審議会より答申
令和4年12～令和5年1月	パブリックコメント
令和5年3月	第2次相生市立小中学校適正配置計画策定

### 審議会での主な意見

- ・行政主導はうまく進まない事例も多く、地域の意見を十分に聞くべき。
- ・学校の在り方については、地域とともに協議しないと地域が疲弊する。
- ・地域を含めて考えていかないといけない時代になった。

## 第2次相生市立小中学校適正配置計画の目的

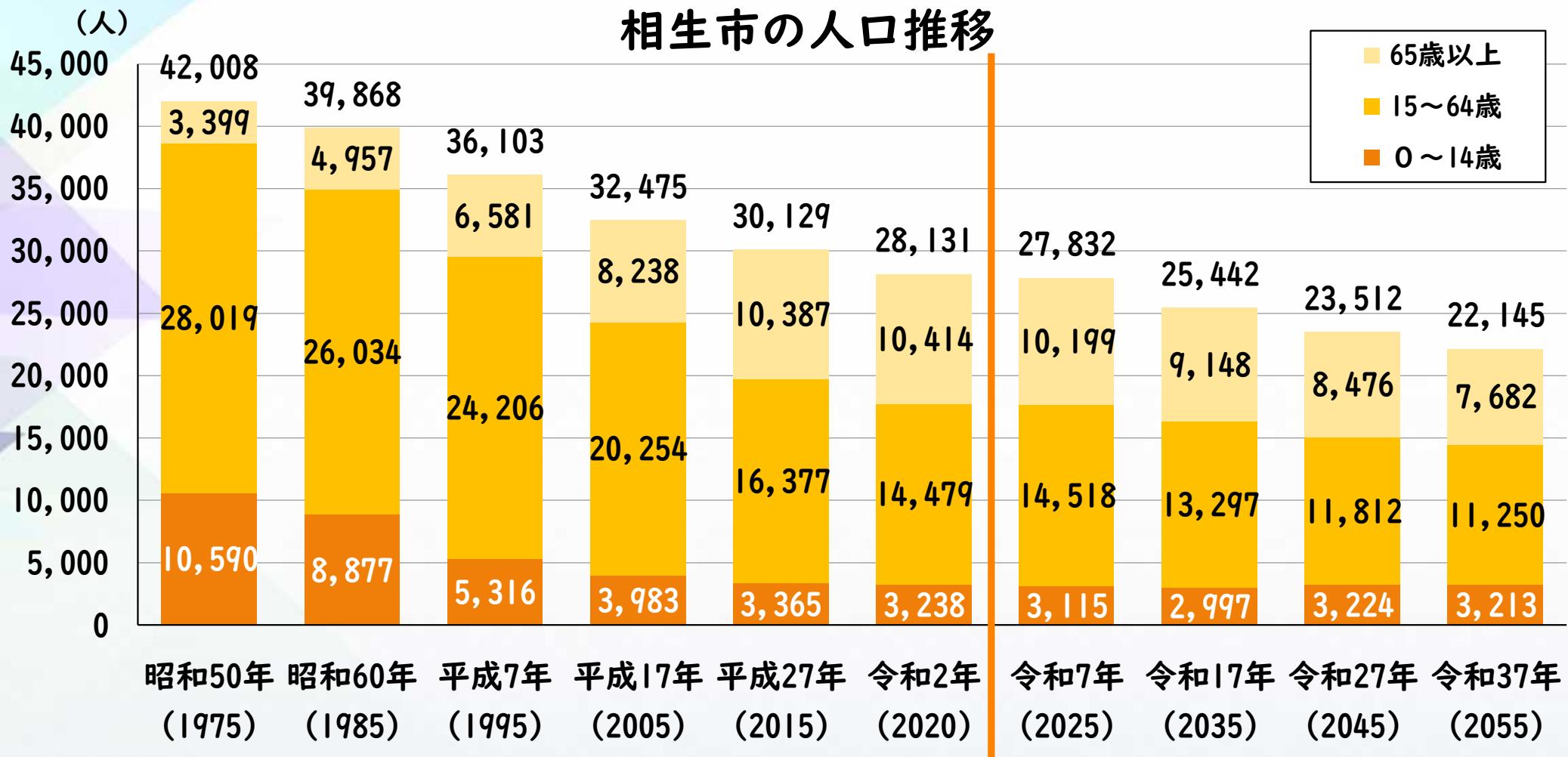
年少人口の減少幅は他市町に比べ緩やかですが、校区による児童・生徒数に偏りが生じている。

◎播磨西地区(5市6町)の小中学校児童生徒の推移(H24年度とR4年度比較) (%)

	相生	姫路	たつの	赤穂	宍粟	神河	市川	福崎	太子	上郡	佐用
推移	△6	△13	△15	△23	△27	△29	△26	△9	△12	△32	△34

学校の適正化を単なる児童生徒数によるものではなく、地域における学校の在り方を大切にする中で、相生市の子どもたちにとって良好な教育環境を創出する。

# 相生市立小中学校の児童・生徒数の現状等



# 相生市立小中学校の児童・生徒数の現状等

	H21	R4	R5	R6	R7
相生小学校	82	32	30	31	28
那波小学校	98	154	162	153	146
双葉小学校	419	524	514	526	518
若狭野小学校	164	61	53	40	40
矢野小学校	70	38	38	37	33
青葉台小学校	345	224	204	210	196
中央小学校	355	307	296	277	265
那波中学校	283	215	214	197	211
双葉中学校	415	384	400	388	397
矢野川中学校	138	60	62	55	52
合 計	2,369	1,999	1,973	1,914	1,830

## 小規模校の特徴（デメリット） 文科省資料より

- ・集団の中で、多様な考え方につれて触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。
- ・一学年一学級の場合、学級間で互いに高め合う等の活動ができない。
- ・運動会等の学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じる。
- ・グループ学習や習熟度別学習、多様な学習・指導形態を取りにくい。
- ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まる。
- ・集団内の男女比に極端な偏りが生じる場合がある。
- ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。

## 小規模校の特徴（メリット） 文科省資料より

- ・児童生徒の一人一人に目が届き、きめ細かな指導ができる。
- ・学校行事や部活動等で、一人一人の個別の活動機会を設定できる。
- ・意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ・地域の協力が得られやすいため、地域の教育資源を最大限に活かした教育活動が展開できる。
- ・児童生徒相互の人間関係が深まり、異学年間の交流も生まれやすい。
- ・児童生徒数が少ないので登校できる児童生徒が多い。
- ・全教職員間の意思疎通や、相互の連携が図りやすい。
- ・学校全体が一体となって活動しやすい。
- ・地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な指導ができる。

# 相生市的小規模校における取組例

- ・市独自で教員を配置することにより複式学級を解消し、個々の学年に応じた教育課程を編成し教育活動を行っている。
- ・地域の教育力を得ながら、地域の特色を活かした教育を進め、幼小中地域まるごとつながりの中の一貫教育を推進している。
- ・対面のほかＩＣＴも活用しながら、年間を通じ、校区の小学校間で交流事業（合同授業）を行っている。（各教科の学習、自然学校・社会見学の事前事後学習等）
- ・小規模校のメリットを意識した教育内容になるよう、一人一人の子どもの個性や特性に合わせた教育活動を行っている。
- ・全校的な交流機会を増やし、異年齢の子ども同士や子どもと教師の一体感を高めたり、多様な意見に触れる機会を設けている。

# これからの適正規模・適正配置

学校規模を活かした学校づくりをどう進めていくかという視点に立った「学校の在り方」の検討に取り組む。

- ・学校は児童生徒のための教育施設であるため、適正な教育環境の確保という視点を中心に捉えるべき。
- ・しかし、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる重要な場所であり、地域コミュニティの核、避難所等安全安心の拠点であることから、「学校の在り方」の検討については、行政が一方的に進めず、保護者及び地域住民が主体となって参画し、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえて検討を進めるべき。

# 学校の在り方の「検討を開始する基準」

保護者、地域住民及び教育委員会が当該校区の学校の在り方について、検討を開始するための基準を設定しました。

**小学校** 1学級から5学級となった学校(複式学級を有する学校)

**中学校** 3学級かつ全学年1学級当たり20人程度未満となった学校

※ 複式学級：2つの学年の児童数の合計が14人以下第1学年を含む場合は8人以下

※ 基準の学級数には、特別支援学級を含みません。さらに、現在、小学校では複式学級に該当した場合、相生市独自で教員を配置することで複式学級を解消していますが、この基準においては市独自で教員を配置する前の学級数となります。

# 「検討を開始する学校」の指定（小学校）

基準日（令和5年5月1日）の市立小中学校の児童生徒数及び学級数

教育委員会は、毎年度5月1日の児童生徒数の状況が「検討を開始する基準」に該当する場合は、当該校を「検討を開始する学校」として指定します。

小学校	学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
相生	4	3	6	8	2	7	2	28
那波	6	33	24	30	18	21	28	154
双葉	18	74	81	80	96	82	85	498
若狭野	5	6	7	8	9	5	16	51
矢野	4	5	2	10	6	8	3	34
青葉台	8	26	25	31	41	41	30	194
中央	12	48	42	47	46	53	58	294

※ 表中の児童数及び学級数については、基準により特別支援学級は含まない

令和5年度の「検討を開始する学校」を教育委員会定例会において決定  
「相生小学校」「若狭野小学校」「矢野小学校」

# 「検討を開始する学校」の指定（中学校）

基準日（令和6年5月1日）の市立小中学校の児童生徒数及び学級数

教育委員会は、毎年度5月1日の児童生徒数の状況が「検討を開始する基準」に該当する場合は、当該校を「検討を開始する学校」として指定します。

中学校	学級数	1年	2年	3年	合計
那波	6	60	72	65	197
双葉	11	127	132	129	388
矢野川	3	19	19	17	55

※ 表中の生徒数及び学級数については、基準により特別支援学級は含まない

令和6年の教育委員会定例会で

令和6年度における「検討を開始する学校」を決定

小学校：相生小学校、若狭野小学校、矢野小学校

中学校：矢野川中学校

# 「検討を開始する学校」指定後の取組

## 地域協議会の設置

地区別説明会後に各該当校区において、地域協議会を設置します。

◎構成員 校区内の小学校・中学校・就学前施設の保護者代表、  
自治会代表、各種地域活動団体代表等で構成する。

◎協議期間 おおむね1～2年を目途に合意形成を図る。  
合意形成後には地域協議会を解散する。

地域協議会を設置し、学校の在り方の協議及び検討を開始  
矢野小学校と若狭野小学校についての在り方を踏まえて協議を進める

# 若狭野小学校の在り方について

## 【若狭野小学校区地域協議会最終報告】

若狭野小学校の在り方については「統合」とする。統合先については、子どもたちの教育環境を考慮し、一定規模の人数が確保できる青葉台小学校とする。

また、次期検討時には、市内全ての小学校の小規模化が見込まれることから、子どもの教育環境の確保のため市全体で学校の再編等を検討すること及び学校の統合・新設だけでなく、小中一貫校等の新たな取組について検討することを強く要望する。

# 若狭野小学校区地域協議会

令和5年10月 2日	第1回	各小学校区の現状説明、資料提供
11月 2日	第2回	若狭野小学校の在り方について意見交換
12月13日	第3回	市内小学校見学（矢野小学校、青葉台小学校）
令和6年 1月11日	第4回	「統合」の可否についての協議
3月 5日	第5回	小規模特認校見学（姫路市立筋野小学校）
3月14日	第6回	「存続」（小規模特認校制度利用）の可否についての協議
4月11日	第7回	「存続」（小規模特認校制度利用）の可否についての協議 若狭野小学校の在り方についての協議
6月20日	第8回	最終報告書（案）についての協議
8月 8日	第9回	最終報告書の提出

# 若狭野小学校の在り方

- 方針 青葉台小学校との「統合」とする
- 開始時期 令和8年4月
- 施設 青葉台小学校を活用する

# 矢野小学校の在り方について

【矢野小学校区地域協議会最終報告】

矢野小学校の在り方については、小規模特認校として「存続」とする

子どもたちの教育環境を第一義に考え、地域の将来のことを総合的に考慮した結果、矢野小学校の在り方については、小規模校としての良さを活かしながら児童数の増加が見込める「小規模特認校として存続」することが適当であると結論付ける。

ただし、本制度導入の目的が編制基準による複式学級解消であることから、制度開始5年後には効果検証により学校の在り方の見直しは必要と考える。

# 矢野小学校区地域協議会

令和5年10月 5日	第1回	各小学校区の現状説明、資料提供
11月16日	第2回	矢野小学校の在り方について意見交換
令和6年 2月 9日	第3回	小規模特認校見学（姫路市立筋野小学校）
2月27日	第4回	「存続」（小規模特認校制度利用）の可否についての協議
3月26日	第5回	「統合」の可否についての協議
5月14日	第6回	矢野小学校の在り方についての協議
6月27日	第7回	最終報告書（案）についての協議
8月 1日	第8回	最終報告書の提出

# 矢野小学校の在り方

方針

小規模特認校での「存続」とする

開始時期

令和8年4月



## 最後に

- 教育委員会では、将来にわたって子どもたちの教育環境をより良くするためにどうすれば良いのかを、保護者や地域の皆様と一緒に考えていきたいと思っています。
- 保護者や地域の皆様と行政が、地域の学校の在り方について、将来的のビジョンを共有することで、その地域にとって適した方策を見つけて出し、取組を進められるものと考えています。
- ご自身や地域の子どもたちのためにどのような教育環境を整えることが望ましいのか多くのご意見をいただければと思いますのでご協力をよろしくお願ひ申し上げます。